一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年四国地方整備局告示第五号松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線
三　事業施行期間　自平成十六年二月六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	みやま市高田町下楠田字渡瀬一六三九番から同市高田町下楠田字渡瀬一六三二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日

○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久留米市荒木町荒木字生津尾三七一番四から同市荒木町荒木字大開六七番一まで	前	一一・〇五メートル
	後	一一・〇五メートル〜一四・〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	久留米市荒木町荒木字生津尾三七一番四から同市荒木町荒木字大開六七番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市田主丸町田主丸字西内畑六一九番四から同市田主丸町田主丸字中西内畑六四三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日

○北海道開発局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間北海道開発局及び同局帯広開発建設部において一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百三十六号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道河西郡中札内村協和東三線二四八番一から同郡更別村南一線八六番一まで	七・三メートル〜八・五メートル	六・五九九キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月十五日

○北海道開発局告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間北海道開発局及び同局留萌開発建設部において一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百三十三号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
留萌市幌糠町字幌糠国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署八六林班ほ小班から同市大字留萌村字留萌原野一〇線一一五六番三まで	一三・〇〇メートル〜一五八・九五メートル	九・〇八五キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月十五日

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十五日
北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市大字留萌村字峠下国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署一一六林班ほ小班から同市大字留萌村字幌糠三五八九番一まで	前	A　一二・〇〇メートル	一〇二・〇〇メートル	六・五四〇キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		B・C　一二・〇〇メートル	一〇二・〇〇メートル	六・五四〇キロメートル	
		D・E・F・G・H　二四・〇〇メートル	二九二・〇〇メートル	六・五二八キロメートル	
	後	A　一二・〇〇メートル	一〇二・〇〇メートル	六・五四〇キロメートル	
		B・C　一二・〇〇メートル	一〇二・〇〇メートル	六・五四〇キロメートル	
		D・E・F・G・H　二四・〇〇メートル	二九二・〇〇メートル	六・五二八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部